租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項の表法第四十二条の四第二項の項の次に次のように加える。

法第六十一条の四第一項	資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人	法人税法第四条の七に規定する受託法人

第一条の二第三項の表法第六十一条の四第二項及び第六十六条の十三第一項第一号の項中「第六十六条の十三第一項第一号」を「第六十六条の十二第一号」に改め、同表法第六十八条の九第二項の項の次に次のように加える。

法第六十八条の六十六第一項	資本又は出資を有しない連結親法人その他政令で定める	同法第四条の七に規定する受託法人に該当する

第一条の二第三項の表法第六十八条の九十八第一項第一号の項中「第六十八条の九十八第一項第一号」を「第六十八条の九十七第一号」に改め、同表第二十八条の九第十六項第一号、第十八項第一号及び第二十項第一号の項の次に次のように加える。

第三十七条の四	定める金額とする	定める金額（内国法人である法人税法第四条の七に規定する受託法人（以下この条において「受託法人」という。）にあつては第一号に定める金額とし、外国法人である受託法人にあつては第五号に定める金額とする。）とする

第一条の二第三項の表に次のように加える。

第三十九条の九十五第一項	資本又は出資を有しない連結親法人	同法第四条の七に規定する受託法人

第二条の二十五の二第三号中「第十一条第一項各号」を「第十一条各号」に、「同号イに掲げる者」を「同項第三十四号に規定する扶養親族を有するもの」に、「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第三条第一項中「第十八項及び第二十一項」を「第十九項及び第二十二項」に改め、同条第二項中「この項及び第十六項」を「この項及び第十七項」に改め、同項ただし書中「を含む。第一号」を「及び同条第十九項において準用する第十六項に規定する同じであることの確認を含む。第一号」に、「第十六項」を「第十七項」に、「を含む。第二号」を「及び同条第二十二項において準用する第十六項に規定する同じであることの確認を含む。第二号」に、「第十五項又は」を「第十五項若しくは」に改め、「確認された事項」の下に「又は次条第十九項において準用する第十六項若しくは第二十六条の二十二項において準用する第十六項に規定する同じであることの確認がされた事項」を加え、同項第一号中「次号、次項、第十五項及び第十八項」を「以下この条」に、「同条第一項」を「同項」に、「この項、次項、第十五項及び第二十一項」を「この条」に、「同条第七項第四号」を「法第五条の二第七項第四号」に、「次号、次項及び第十五項」を「以下この条」に改め、同条第十五項中「この項、次項及び第十八項」を「この条」に改め、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「、第十六項及び第十八項」を「から第十七項まで及び第十九項」に改め、同項の表第二項の項中

第十五項の規定	第二十四項の規定により読み替えて適用される第十五項の規定
第十五項又は	第二十四項の規定により読み替えて適用される第十五項又は

を

第十五項の規定により読み替えて適用される第十六項に規定する	第二十五項の規定により読み替えて適用される第十五項の規定に
第十五項若しくは	第二十五項の規定により読み替えて適用される第十六項に規定する
第十六項若しくは	第二十五項の規定により読み替えて適用される第十五項若しくは
	第二十五項の規定により読み替えて適用される第十六項若しくは

に改め、同表第二項第一号の項中「特定振替機関等」の下に「という。」の同項」を、「特定受託者」の下に「という。」の法第五条の二第一項」を加え、同表第二項第二号、第三項及び第十五項の項中「及び第十五項」を「、第十五項及び第十六項」に改め、同表第十六項の項中「第十六項」を「第十七項」に、

前項	第二十四項の規定により読み替えて適用される前項

を

第十五項	第二十五項の規定により読み替えて適用される第十五項
前項	第二十四項の規定により読み替えて適用される前項

に改め、同表第十八項の項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「前項の規定による」を「第十五項の規定による」に、「を含む。）又は」を「又は同条第十九項において準用する前項に規定